**緊急事態宣言発令後の対応について**

１．会務運営について

(1) 職員ならびに役員に対し、不要不急の外出を自粛するよう要請する。

(2) 職員および役員のうち、濃厚接触者と認定された者と濃厚接触のあった者に対し、出勤または会議への参加を禁止する。

(3) 各種会議については、必要不可欠な会議は、感染拡大防止策を十分に講じたうえ、可能な限り少人数かつ短時間で開催する。

２．事務局について

(1) 期間中における支部事務局の執務時間は変更ありません。

(2) 職員が感染した場合は、濃厚接触者と想定される関係者に必要な連絡を行うとともに、本部および会員に対して、速やかな事実の公表を行う。

(3) 支部事務所の消毒作業を速やかに実施する。

(4) 消毒作業時は、やむを得ない場合を除き、原則、正副支部長が対応する。

(5) 当該感染者については、入院の有無にかかわらず、医師から外出許可が下りるまで出勤禁止とする。

(6) 感染者以外の職員は濃厚接触者と判断し、出勤禁止とするとともに、感染の有無を検査させ、陰性であることが確認されるまでは、自宅待機させる。

(7) 政府の定める相談・診断の目安（体温37.5度以上が４日以上続く、倦怠・呼吸困難がある等）に該当する職員は、帰国者・接触者相談センターに問合せて対応させる。

　 ただし、軽症であっても何らかの症状がある場合には、無理に出勤せず、自宅療養を基本とし、他者への感染拡大防止につとめる。

(8) 事務局運営につき、人的資源が不足した場合は、役員は可能な限り協力する。

３．実施事業について

・支部無料相談　→　十分な感染防止対策を講じたうえで実施

・支部親睦旅行　→　今後の状況により検討

・支部研修会　→　今後の状況により検討

・宅建士セミナー　→　今後の状況により検討

・各種会議　→　十分な感染防止対策を講じたうえで実施

・総会　→　十分な注意喚起を行ったうえで実施

　　 ・新規免許申請の取り扱いについては、兵庫県及び各県民局と協議の上、定める。